



県章

# 山形県公報

令和4年1月28日(金)  
第276号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……53
- 障害者就業・生活支援センターの変更の届出……………(雇用・コロナ失業対策課) ……54
- 基本測量の実施の通知……………(農村計画課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 建設業者に対する営業停止の処分……………(最上総合支庁建設総務課) ……55
- 道路の区域の変更……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……56
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……57
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 同……………(同) ……58
- 同……………(同) ……同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(長井工業高等学校) ……同
- 一般競争入札の公告……………(河北病院) ……59

## 告 示

### 山形県告示第48号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年1月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
医療法人社団みつわ会 鶴岡市茅原町26番23号	就労継続支援B型事業所のぞみの家 鶴岡市茅原草見鶴地内18街区1画地	就労継続支援(B型)	20名	令和4.1.20

**山形県告示第49号**

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、同法第28条に規定する業務を行う者から次のとおり届出があった。

令和4年1月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	変 更 事 項	変更内容	
		変 更 前	変 更 後
社会福祉法人山形県社会福祉事業団	事務所の所在地	長井市台町4番24号	長井市高野町二丁目3番1号
		酒田市北新橋一丁目1番地18	同 左

**山形県告示第50号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域  
山形県全域
- 2 基本測量を実施する期間  
令和4年1月1日から同年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（時空間変位確定測量）

**山形県告示第51号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年1月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
最上郡鮭川村大字石名坂地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和3年7月15日から令和4年1月7日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（用地測量）

**山形県告示第52号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和4年1月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工事完了年月日
経営体育成基盤整備事業	高田麦地区	令和3年4月13日

**山形県告示第53号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和4年1月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 処分をした年月日  
令和4年1月28日

- 2 処分を受けた者
  - (1) 商号 株式会社北山建設
  - (2) 主たる営業所の所在地 最上郡最上町大字若宮126番地
  - (3) 代表者の氏名 北山 治壽
  - (4) 許可番号 山形県知事許可（特－1・2）第400179号

- 3 処分の内容  
土木事業に関する営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事に係るものについて、令和4年2月14日から同月16日までの3日間の営業の停止

- 4 処分の原因となった事実  
山形県が発注した工事に関し、株式会社北山建設が、当該工事目的物が契約不適合であることを認識していたにもかかわらず、山形県建設工事請負契約約款第33条第1項の規定により山形県に工事の完成を通知したことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

**山形県告示第54号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和4年1月28日から同年2月14日まで縦覧に供する。

令和4年1月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 片倉塩線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡戸沢村大字角川字片倉1105番3から 同 1106番まで	旧	5.0メートル } 5.0	26メートル
同 上	新	8.5メートル } 5.0	同 上

**山形県告示第55号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和4年1月28日から同年2月14日まで縦覧に供する。

令和4年1月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 片倉塩線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡戸沢村大字角川字片倉1107番6から 同 1107番4まで	旧	4.5メートル } 4.5	13メートル
同 上	新	9.5メートル } 4.5	同 上

**山形県告示第56号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和4年1月28日から同年2月14日まで縦覧に供する。

令和4年1月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 片倉塩線
- 2 供用開始の区間 最上郡戸沢村大字角川字片倉1105番3から  
同 1106番まで
- 3 供用開始の期日 令和4年1月28日

**山形県告示第57号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和4年1月28日から同年2月14日まで縦覧に供する。

令和4年1月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 片倉塩線
- 2 供用開始の区間 最上郡戸沢村大字角川字片倉1107番6から  
同 1107番4まで
- 3 供用開始の期日 令和4年1月28日

**山形県告示第58号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
立谷沢川流域（最上郡大蔵村の一部及び東田川郡庄内町の一部）  
寒河江川流域（西村山郡西川町の一部）
- 2 公共測量を実施する期間  
令和3年11月9日から同年12月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量、デジタル空中写真撮影）

**山形県告示第59号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
寒河江川流域（西村山郡西川町の一部）

- 2 公共測量を実施する期間  
令和3年11月9日から令和4年2月28日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量、デジタル空中写真撮影）
- 

**山形県告示第60号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
米沢市の一部
  - 2 公共測量を実施する期間  
令和3年11月25日から令和4年1月31日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（2級水準測量）
- 

**山形県告示第61号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市の一部
  - 2 公共測量を実施する期間  
令和3年12月10日から令和4年3月25日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 

**山形県告示第62号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局最上川ダム統合管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
西村山郡西川町の一部（寒河江ダム周辺）
  - 2 公共測量を実施する期間  
令和3年12月23日から令和4年2月28日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（数値図化）
- 

**山形県告示第63号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年1月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
西置賜郡白鷹町大字下山地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和3年4月15日から同年6月30日まで

- 3 作業の種類  
公共測量（2級基準点測量）

#### 山形県告示第64号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年1月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市の一部
- 2 公共測量を実施した期間  
令和3年6月1日から同年12月15日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

#### 山形県告示第65号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年1月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
最上郡戸沢村古口地内から東田川郡庄内町狩川地内まで
- 2 公共測量を実施した期間  
令和3年10月20日から同年12月24日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（三次元点群測量）

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年1月28日

山形県立長井工業高等学校長 高 橋 祐 一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県立長井工業高等学校情報教室用コンピュータ等に係る賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立長井工業高等学校事務室 長井市幸町9番17号 電話番号0238(84)1662
- 3 落札者を決定した日 令和3年12月22日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社データシステム米沢 米沢市中田町1248番地6
- 5 落札金額 395,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和3年11月12日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立河北病院清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年1月28日

山形県立河北病院長 深瀬 和利

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院 外来棟2階大会議室
- (2) 日時 令和4年3月15日（火） 午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 債務負担行為 山形県立河北病院清掃業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和3年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和3年1月29日付け県公報第175号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
  - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。
- (6) 2の(1)の役務を履行する本店又は営業所等に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する事業の登録を受けていること。
- (7) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15各号に定める基準に適合していること。
- (8) 2の(1)の役務の履行において、過去5年以内に病床数130床以上の病院で当該役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって、かかる役務の契約期間が令和4年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるとみなす。
- (9) 2の(1)の役務を履行する本店又は営業所等に関し、医療関連サービス制度（一般財団法人医療関連サービス振興会）の院内清掃業務認定を取得していること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院総務課施設用度係 電話番号0237(73)3131

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県立河北病院総務課施設用度係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を令和4年2月21日（月）午後3時までに山形県立河北病院総務課施設用度係に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、山形県立河北病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (7) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning of building of Yamagata Prefectural Kahoku Hospital
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. March 15, 2022
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Yamagata Prefectural Kahoku Hospital, 111 Aza Gassando, Yachi, Kahoku-cho, Nishimurayama-gun, Yamagata-ken 999-3511 Japan TEL 0237 (73) 3131